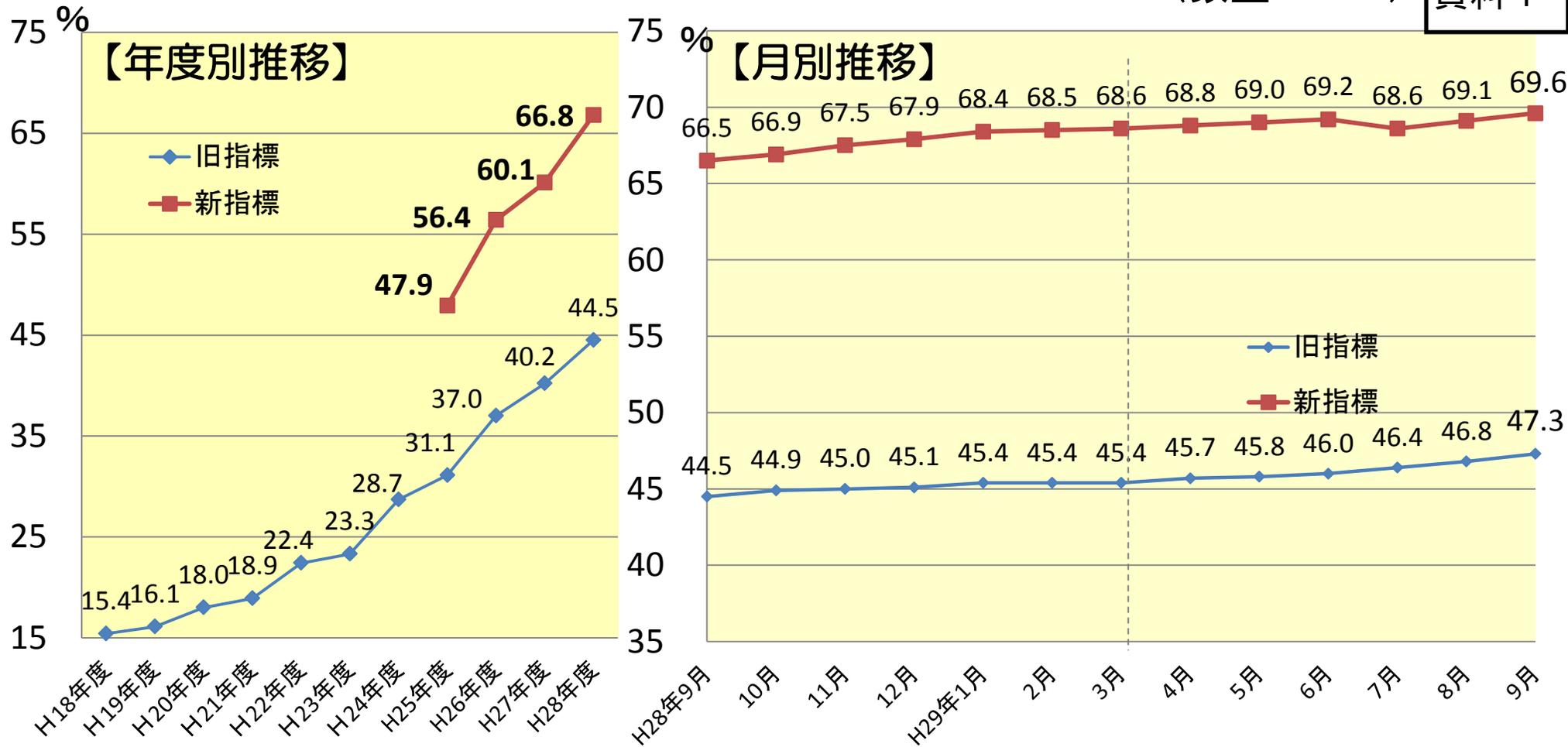


「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合 (数量ベース) 資料 1



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

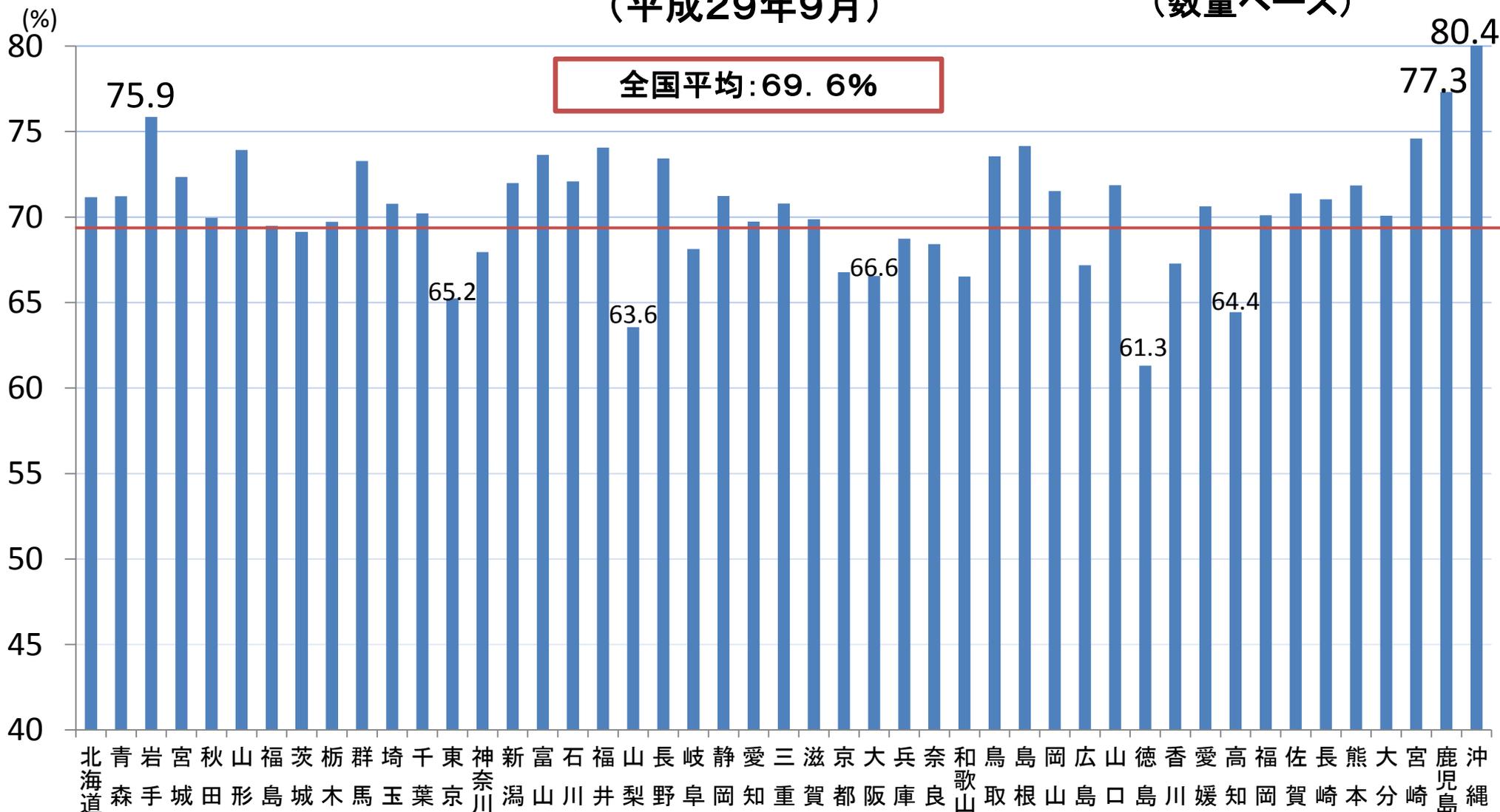
注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。

旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (平成29年9月)

(数量ベース)



全国平均: 69.6%

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

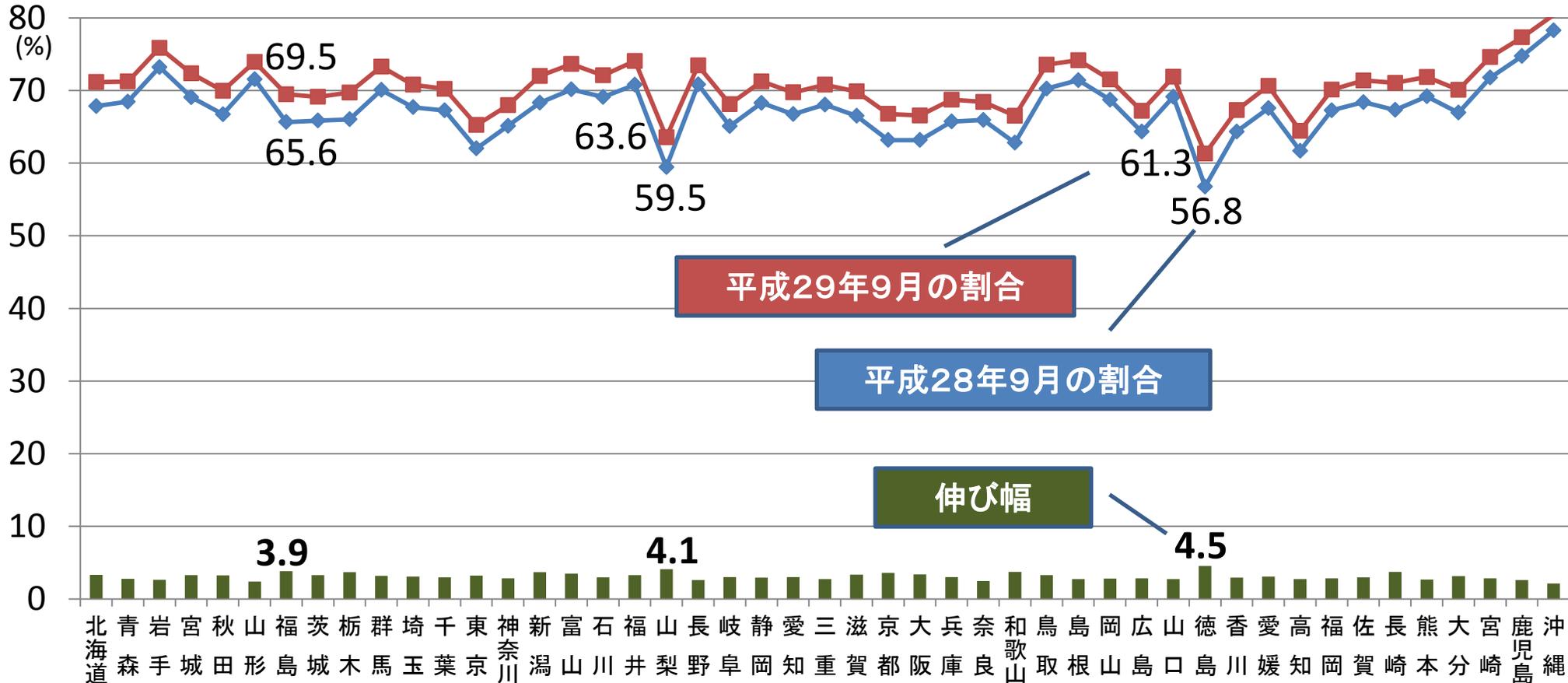
注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率) = [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合

(数量ベース)

■ 伸び幅が大きい県 (平成28年9月→平成29年9月) ■

- ① 徳島県: 4.5% (56.8% → 61.3%)
- ② 山梨県: 4.1% (59.5% → 63.6%)
- ③ 福島県: 3.9% (65.6% → 69.5%)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]÷([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合 (数量ベース、%)

	29年9月	順位		29年9月	順位		29年9月	順位
北海道	71.2	19	石川	72.1	13	岡山	71.5	17
青森	71.2	19	福井	74.1	6	広島	67.2	40
岩手	75.9	3	山梨	63.6	46	山口	71.9	15
宮城	72.3	12	長野	73.4	10	徳島	61.3	47
秋田	70.0	29	岐阜	68.1	37	香川	67.3	39
山形	73.9	7	静岡	71.2	19	愛媛	70.6	25
福島	69.5	33	愛知	69.7	31	高知	64.4	45
茨城	69.1	34	三重	70.8	23	福岡	70.1	27
栃木	69.7	31	滋賀	69.9	30	佐賀	71.4	18
群馬	73.3	11	京都	66.8	41	長崎	71.0	22
埼玉	70.8	23	大阪	66.6	42	熊本	71.8	16
千葉	70.2	26	兵庫	68.7	35	大分	70.1	27
東京	65.2	44	奈良	68.4	36	宮崎	74.6	4
神奈川	68.0	38	和歌山	66.5	43	鹿児島	77.3	2
新潟	72.0	14	鳥取	73.6	8	沖縄	80.4	1
富山	73.6	8	島根	74.2	5	全国	69.6	—

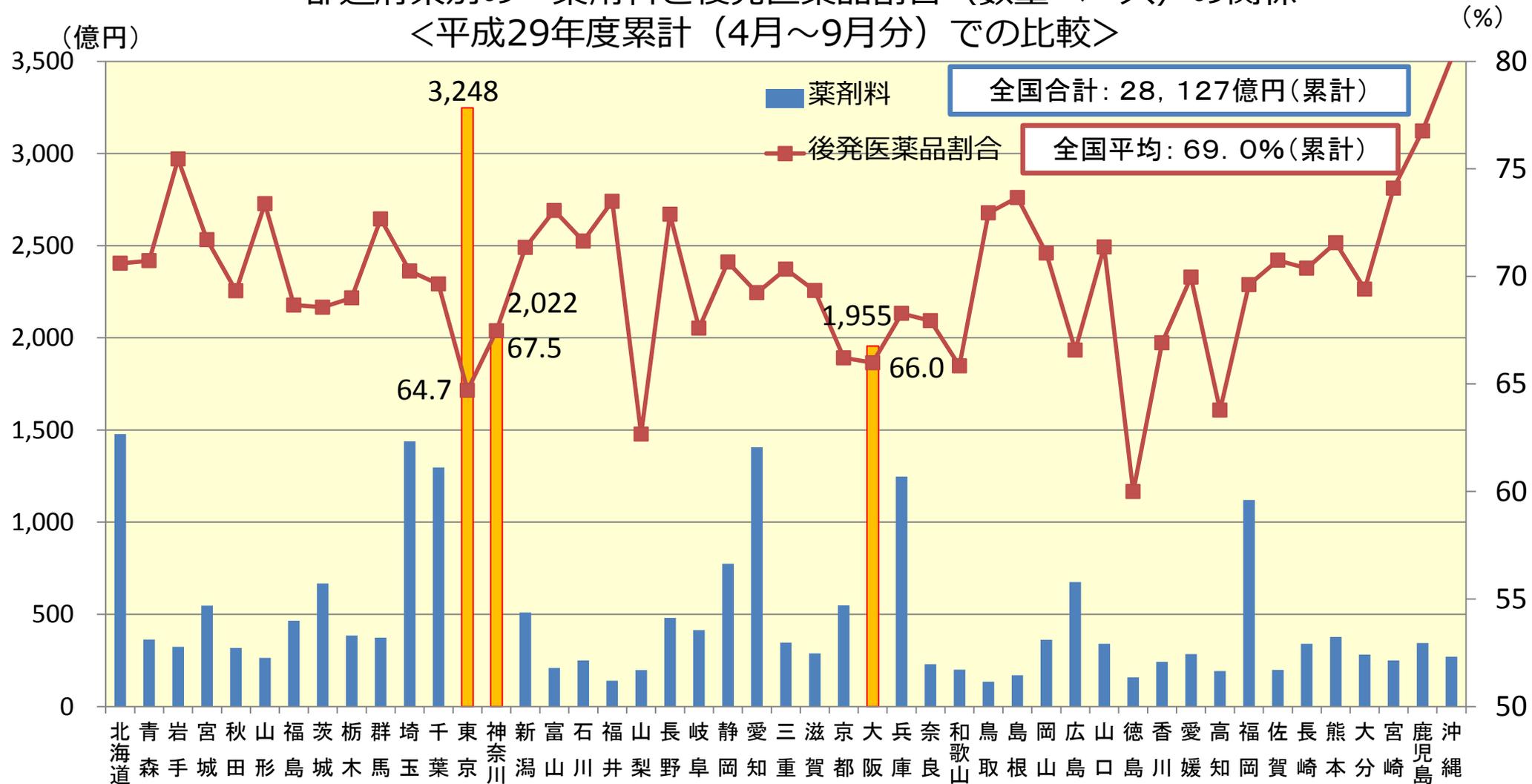
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

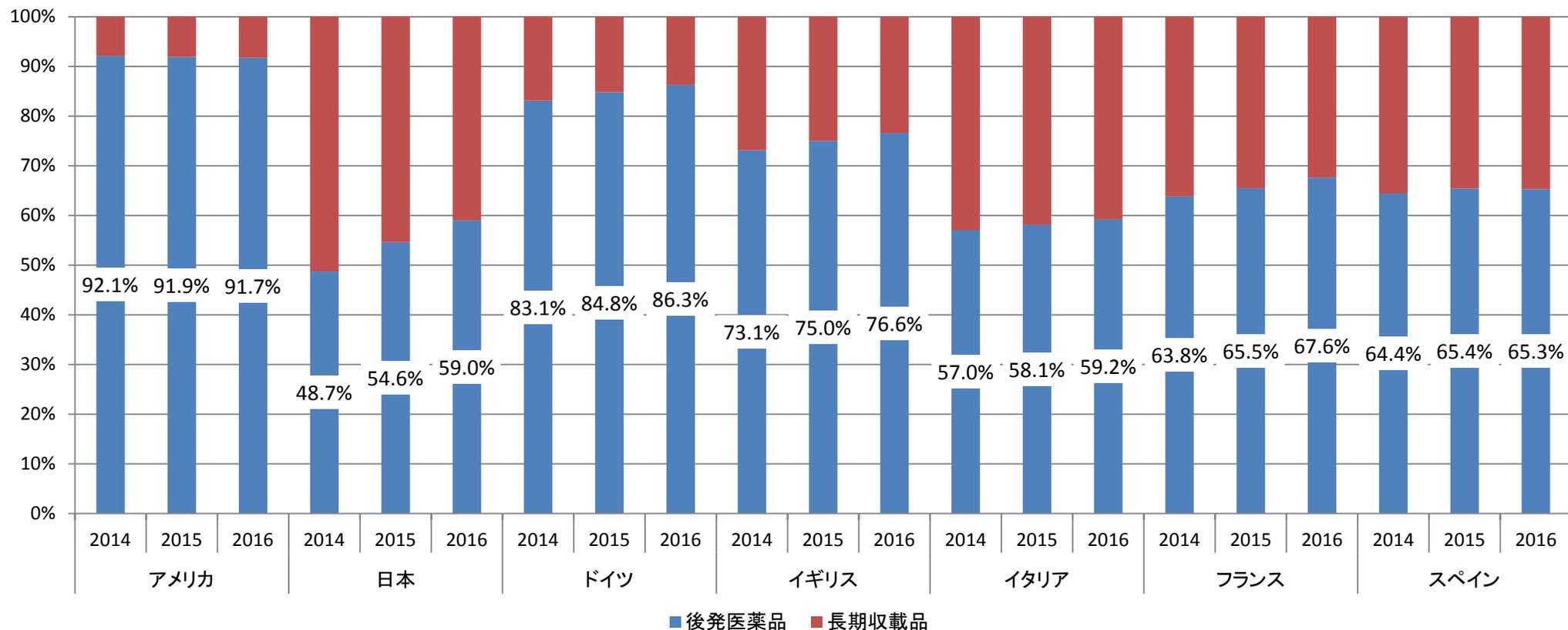
「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における 都道府県別の 薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係 ＜平成29年度累計（4月～9月分）での比較＞



全国合計: 28,127億円(累計)
全国平均: 69.0%(累計)

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4) 後発医薬品の数量シェア(置換え率)=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

各国の後発医薬品の数量シェア (数量ベース、各年10月～9月の合計値より算出)



注・用語の定義は以下のとおりである。

後発医薬品: GENERIC PRODUCTS (パテント等で過去一度も保護されたことのない通常の後発品と、オーソライズドジェネリック)

EARLY ENTRY GENERIC PRODUCTS (先発品保護期間中に上市されたオーソライズドジェネリック)

BIO-COMPARABLE PRODUCTS (バイオ後続品)

長期収載品: NON-GENERIC PRODUCTS (後発医薬品でなく、過去保護されていたが現在は保護が切れているもの。バイオ後続品の参照対象となる先行バイオ医薬品含む。また2013.10～2014.9までは保護期間中のオーソライズドジェネリックの参照対象となる先行医薬品も含む。)

・「2014」はQuintiles IMS, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2014, RX only (PRESCRIPTION BOUND) をもとに後発医薬品の各国の数量 (SU) ベースでの後発医薬品のシェアを算出。Quintiles IMS MIDAS data では、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、Quintiles IMS社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率 (売上金額ベース、2013.4～2014.3で70.9%、日本ジェネリック製薬協会調べ) をもとに推計を行っている。

・「2015」はQuintiles IMS, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2015, RX only (PRESCRIPTION BOUND) をもとに後発医薬品の各国の数量 (SU) ベースでの後発医薬品のシェアを算出。Quintiles IMS MIDAS data では、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、Quintiles IMS社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率 (売上金額ベース、2014.4～2015.3で73.1%、日本ジェネリック製薬協会調べ) をもとに推計を行っている。

・「2016」はQuintiles IMS, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2016, RX only (PRESCRIPTION BOUND) をもとに後発医薬品の各国の数量 (SU) ベースでの後発医薬品のシェアを算出。Quintiles IMS MIDAS data では、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、Quintiles IMS社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率 (売上金額ベース、2015.4～2016.3で76.7%、日本ジェネリック製薬協会調べ) をもとに推計を行っている。

・「2014」「2015」のデータは2016年1月時点取得データ、「2016」のデータは2017年1月時点取得データ。

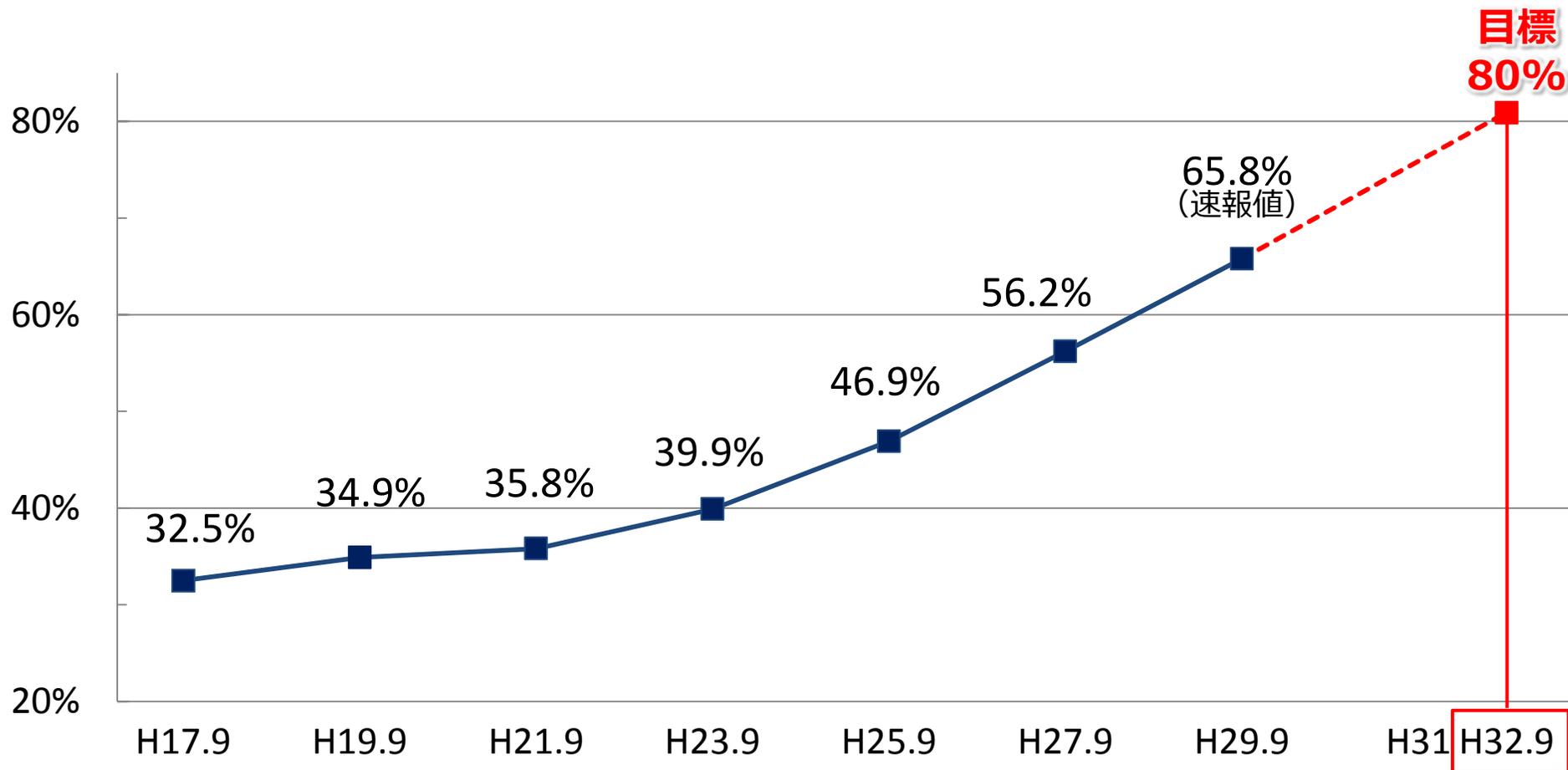
・後発医薬品のシェア = 後発医薬品 / (後発医薬品 + 長期収載品) × 100 (%)

(出典) © 2017 Quintiles IMS, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2016, RX only (PRESCRIPTION BOUND) 他、無断転載禁止

後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

- ⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等
2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



注) 「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品]及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。